

(研究調査資料)

最近のロシア連邦の新移民政策動向と新移民法制資料 (3)

——2007年1月15日付発効の新移民登録手続法および
国外同胞の自発的帰還促進に関する大統領令等——

中 村 賢二郎

Some Materials on the new Tendency of Migrant Control Policy and the New Decrees of immigration in Russia. (3)

Kenjiro Nakamura

Abstract

The documents are to precisely introduce the new Registering Procedure Act for Immigration, and to examine up-to-date issues on the new immigration policy of 2007 in Russia.

目 次

解説

- 第1章 2007年1月15日施行の新移民登録手続法について。
 - 第1節 簡易化された新移民登録手続法採択の理由。
 - 第2節 その特徴—許可制から報告制へ—
解説1。解説2。解説3。
 - 第3節 新移民登録手続法の全文。
- 第2章 2006年6月22日付公布の国外同胞のロシア連邦への自発的移住支援措置に関する大統領幹部会令第637号について。
 - 第1節 ヴェ・イ・カラダ女史のレポート。
 - 第2節 ウラジーミル・イオンツエフのレポート等。(文学新聞)
 - 第3節 2006年10月24日のロモダノフスキー連邦移民局長とロシア新聞社との紙上対談。
- 第3章 外国人市民・無国籍市民のロシア連邦内労働活動誘致手続違反責任加重のための連邦行政的違法行為法典改正に関する2006年11月5日付第189号連邦法について。
 - 第1節 不法移民活用ビジネスの罰則加重に関する若干の関連記事。
 - (1) タチヤナ・エフレエメンコ女史のレポート。(06. 11. 09付「ロシア新聞」)
 - (2) アデイリャ・ザリポワ女史のレポート。(06. 11. 21付「ロシア新聞」)
- (附録) 2007年度ロシア連邦各行政管内の一時居住許可外国人市民・無国籍者割当数値リスト。

解 説

既に前号即ち本紀要第46号（2006年9月刊）21-63頁では、ロシアの人口減少対策として、また激増する不法移民対策としての新しいタイプの労働者誘致策に関する連邦移民局当局者等の模索準備作業について多様な関係者の多様な角度（ロシア連邦国籍法第14条修正・新移民カード制・アムネステイ制・割当式労働移民配分制の是非等）からの発言・提言等を紹介しておいた。本稿は、その結果制定された新立法というより、むしろ2005年3月17日付のモスクワ・クレムリンで開催の安全保障会議でプーチン大統領がこれまでの政策の誤りを反省し新移入民政策に関連した発言に基づいて制定準備された新移入民プログラム、即ち「2006年6月22日公布の国外在住同胞のロシア連邦内への自発的移住支援措置に関するプログラム」の大統領令実施下で今後中核となって活用施行される2007年1月15日発効の新登録手続制度の法的仕組みを軸にして紹介したドキュメントである。先ず、新登録手続法の法構造の整合性からはじめて問題点を5つにしぼり、6以下で本稿の参考資料等についても述べることにする。

1. まず新登録手続制度の最大の特徴の1つとして指摘される「許可制を通報制に」改正した法文規定の仕組みをみる（注1）。新登録手続法第4条「移民登録の目的・基本原則および内容」の第2項に「移民登録は連邦憲法法規乃至連邦法の規定する場合を除いて通報性をもつ」と特別に1項を設けた立法意図は何か。以下の法解釈が可能となる。すなわち、これまで実施されてきた登録許可制実施要件乃至導入可能性要件を第5条第2項内に1号から10号内に限定規定することで、第4条第4項3号に規定する新移民登録通報制導入目的と理由をより明確にしたのである。要するに、第4条第2項に規定する通報性の一般原則は同条第4項第3号の移民登録通報制として具体化し、これまでの登録許可制とは対置・並行して実施される内容のものになるのであるが、従来の許可制を全面廃止したのではなくて、非常事態を想定して一定の許可制の法的枠組みを残し設けていることに注目しておくことが必要である。このような一方通報（報告）式登録手続制度上の重要な大原則の具体的な実施手続は移民本人の登録機関・滞在・居住地のそれぞれの条項に細目規定（第2章・第3章・第4章）され、4条第3項では移民登録の基本原則のみを1号から6号までやや抽象的にしか連記していない。2007年1月15日に発効後も新移民登録手続法はより精緻な改正が続行するものと考えられる。通報性原則が正規の移入民奨励と不法移民根絶の有効なテコとして機能することに期待したいが、ややプロパガンダ的要素も認めざるをえないのである。その一例が、滞在地での郵送登録制の新設（第22条第2項2号の

1および第4項)である。2. 許可制を通報制に改変した理由について、連邦移民局副局長ポスターニン氏は、第2節(解説1)で「今回の移民登録の新しい方式の特徴は、大量の移入民を予想しなかった移入民受け入れ制度(入国規制システム)を何よりも先ず、独立国家共同体諸国からの有資格労働者をロシア連邦内に誘致する課題を効果的に実現するための移民管理システム」に切り替えた点にあると明言しているように、今回の通報制登録方式採用の政策の背景には、新プログラム法でノービザ体制下のロシア連邦周辺の独立国家共同体諸国CISからの大量の有能な移入民誘致を主に想定したかなり大胆な行政措置であるにせよ、同制度の恩恵を未だ得ていない例えば他の中央アジア諸国からの移民にも平等な適用がないと、通報制を許可制の必須条件にしようとする行政当局の立法意図にもかかわらず今後の両制度の運用面で諸々の問題を残さないか。本件は通報登録すれば全て許可されるといった単純な性格の問題ではないからである。(第22条第3項)そこでは当然訴訟問題(第5条第3項はそれに備えた行政訴訟手続規定)も当然想定されるにしても、本来移民政策なるものは国家意志が最ももろに働く国際政治的配慮が機能する場であるが故に、後述のように2007年度の政府決定の移入民枠中、CIS以外の要ビザ諸国出身の移民登録も考慮されねばならない。3. 新登録制には罰則を強化してでも必要な移民情報の全てをキャッチしておきたい行政側の管理姿勢がうかがえる。新移民管理方式は、生物学的パスポート制と共に世界最長の国境と支配領域を抱えもつかにも情報化時代のロシア的不法移民管理方式として一定の評価をしても、政情不安定な多くの隣国に囲まれ国際的に安価な労働力を求め続ける雇用主(20条第3項に受け入れ報告義務あり)の旺盛な雇用意欲のある限り数千万といわれる不法移民の撲滅にはいたらず、永久に飽ごっこのくりかえしが続くのではないか。ただある程度の効果的な移民情報管理方式になるかもしれないが。(ヘルシンキで最近開催のロシア・EUサミットの際、「ルースカヤ・ミースリ」紙との対談でプーチン大統領は移民政策に触れた際、色々な測定があれロシアの1千万乃至1千5百万の不法労働移民のうち合法移民数はわずか50万しかいない、と述べている。<http://www.rg.ru/2006/11/25/putin.html>)また政府の不法移民一掃の主目標が莫大な財貨の不法流出防止に専ら集中していることにも問題を残さないだろうか。4. 最近漸く実施し始めたばかりのアムネステ(特赦)制の運用が今回の新移民諸法の採択以降今後どのようになるのか、両者の整合関係について、第1章第1節のスモリャコワ女史の「移民特赦は必要としなくなる」とのかなり大胆な発言は発言意図を別にしても、これまでに山積した複雑な難問の予防になっても解消にはなんらならないし、移民特赦問題はロシア政府

が今後も真剣に取り組まねばならない行政当局に科せられた重要な政治的・法的問題として重くのしかかってくる。但し、これと関連するのか、最近の憲法裁判所の判例にも若干の変化の兆しが見える。(注2) 今回本稿で紹介の新諸移民立法はロシア連邦内務省が今後のこうした難問の再発防止のためにも、より精緻な法的システム作りに積極的に努め始めているものと解したいのである。5. 新登録手続法第9条第1項第1号～第17号の移民登録すべき情報項目に、民族籍が脱落しているのは、人権上の配慮からであろうか。また新プログラム法の中核をなす重要な同胞соотечественник概念の曖昧性が指摘される、同法の構想する法的規制対象がCISを含めた多民族国家ロシア連邦であることを考えると国籍法上の問題も浮上する。(なお、第2章第2節ウラジーミル・イオンツェフのレポート等に引用の「1999年採択の同胞法」なるものを未だ検証できていない) 本稿は通報登録方式の新移民登録手続法を軸にした帰国移民促進プログラムによる減少一方のロシア労働人口補充策と不法移民防止策を併用した21世紀初頭のロシア内務省の巧みな新移民戦略のごく発端部分を多少の誤解を承知で紹介するメモ的小論であるが、世界の注目する本戦略の成果とその後の影響を探知するためにも、今後もこの国の政策動向の不断の研究を続行するしかない。6. 今回のプーチン大統領令で新プログラム法の先行地域リストに選定された12の指定連邦管区のうち半数の6管区がシベリアおよび極東連邦管区に集中所属していることの社会的・経済地理学的意味、即ちその指定地域の偏在性とその意義について、これに関連した最近のこれら地域の現状を平易に解説した小文として一ツ橋大学経済研究所助教授雲和宏氏の「ロシアの地域——極東を中心に」JICインフォメーション。第140号。2006年9月10日刊が大変参考になる。ロシアの地域経済・人口問題専攻の少壮研究者であり多くの論考を続々と意欲的に発表される同氏の本文は毎日新聞社刊「週刊エコノミスト」第502号に掲載論稿の要約であるがロシア極東地域の現状の理解に役立つ。(注3)。グローバル化・電子化時代の今日、近隣の北東アジアの政治・社会・経済問題はあらゆる媒体を経て周辺各国の市民生活への反応が極めて加速化している。数年前から大津定美大阪産業大学教授を中心とした移民を含む北東アジア問題研究グループ活動があり、2006年11月3日～4日に大阪産業大学アジア共同体研究センター・ワークショップとして、大阪産業大学梅田サテライト教室で「北東アジアの経済連携強化の道を探る」をテーマとしたロシア・中国・韓国関係者を交えた研究集会在開催された。第1日目のウラジオストク太平洋戦略構築センター所長ユーリ・アフデーエフ所長の「ロシア極東における労働力移動管理基盤整備に関する戦略」レポもさることながら、会議冒頭の富山大学極東地

域研究センター助教授堀江典生氏のレポートに期待していたところ、開催会場を間違えたために聴取できなかったのであるが、後日郵送下さった同氏の近著「ロシアにおける移民政策の転換と人間安全保障——ソフト・セキュリテー論の不安をめぐって——」[環日本海研究] 第12号 p. 1-15. 2006年10月1日刊。(2006年5月1日提出)は、あらゆる角度からの最近の不法移民を含めたロシア移民当局の対処のあり方の問題性を人権面より追及したその手法の確かさに感服した。当該論稿はごく最近のソ連邦当局の連発式の新移民政策をホローした筆者のような後追い論稿では決してないのであって、その精緻な研究姿勢に敬服するのであるが、上記の連発新政策をどのようにとらえておられるのか、当日のレポートを拝聴できなかったのは大変残念でならない。またロシア当局トップ関係者の法令・制度改正の公式見解だけでは見えない部分をロモダノフスキーソ連邦移民局長との新聞紙上対談で吐露される場合もあるので前号に引き続いて掲載しておいた(第2章第3節等)。本稿締切期限もあって、途中までとなったが貴重な取材源であるので、後半は次号でも掲載予定でいる。なお、激増する不法移民労働市場(モスクワ市を中心にした)の国の就労対策以外にもロシアでも流行する派遣を含めた改正労働契約法問題に関する収集資料の紹介の機会にめぐまれていない。最近労働手帳制撤廃も含めた現行労働法典の大幅改正作業がアンドレ・イサエフ国会労働・社会政策委員会委員長のイニシアチブで進行であったが、(<http://www.rg.ru/2006/11/11/isaev-trudovaya.html>) 2006年10月6日付で改正労働法典は発効した。その概略は <http://www.rg.ru/2006/10/06/trud-komment.html> 参照。こうした法典改正動向と不法移民問題とのかかわり方にも注目しておかねばならない。最近漸く労働法研究者の移民労働分野のモノグラフィーが「労働法の諸問題」誌にも若干ではあるが思い出したように掲載されるようになった(同誌。2006年第1号。ボリス・アスリヤン：移民労働者就労の法的規制。ラリナ・スカチコワ：ロシア連邦の法部門と外国人の労働諸関係)。なお、本稿第2章第2節で引用の「文学新聞」2006年7月5～11日第27号(6076)は、今夏マリンスキー劇場のゲルギエフ指揮するワグナー楽劇見学旅行中、ロシア移民の多い南独バーデン・バーデン駅キオスクで偶然入手できた資料で、第1頁表紙には、レンブラントの名画「放蕩息子の帰還」画面内を今回移民先に選定された12連邦管区のうち極東シベリア管区の道標(他の連邦管区を意図的にカット)と旅行用トランクを携えた愛すべき息子を暖かく送り出すのか、それとも迎えようとするのか内務省役人帽子の父親に入れ替えデフォルメ化した意味深の戯画を掲載している。読者は突然の今回の大統領の移民プログラム情報とこうした戯画を見てどのように受け止め、どのような印象を

抱いたのだろうか。壮大な移民プログラムのゆく末を確かな目でもって追究したいものである。この問題の戯画映像は西欧ロシア語移住者の間で最も人気のある本格的な月刊移民情報誌「Партнер」2006年8月号（107）にも早々に転載され、同誌20頁はア・クレバンスキー氏の解説記事を掲載している。更に、同誌2007年1月号（112）はドイツ在住のロシア人移民の社会学的アンケート調査資料（32-35頁）と共に労働人口の減少に悩むロシアの各管区は今回の帰国促進法を好意的に受け止めてはいるものの、専ら最近の油田開発ブームで常時人手不足のシベリア・極東送りとの噂もあり、諸状況を十二分に熟慮の上自己決定するしかないとし相談窓口としてケルン市のオイゲネ・アトラントを紹介している（41頁）。なお、近刊「ジュリスト」2006年12月1日第1324号119頁の岩沢総氏の「ロシアの不法移民取締り罰則強化」記事および筆者の情報探索に努めていた改正外国人市民法的地位法下でのロシア政府の正規の要ビザ国309,000名ノービザ国6,000,000名の2007年度の移人民数値（タチアナ・スモリャコワ報告）を紹介しておく（注4）。最後に、最近制定された本稿引用の立法・文献参照のためのURL先を以下紹介しておく。

(1) 06. 06. 22. 公布。国外在住同胞のロシア連邦内任意帰還促進措置に関するロシア連邦大統領令。[http://document.kremlin.ru/doc.asp? ID=34305&PSC= 1 &PT= 3 & Page= 4](http://document.kremlin.ru/doc.asp?ID=34305&PSC=1&PT=3&Page=4)

(2) 06. 08. 01付公布、国外在住同胞のロシア連邦内任意帰還促進のための国家プログラム実施省庁間委員会問題に関するロシア連邦大統領令第814号および同委員会規則。<http://www.rg.ru/2006/08/09/pereselenie-dok.html>

(3) 06. 07. 18. 公布、(07. 01. 15施行) ロシア連邦外国人市民・無国籍者移民登録法第109号。<http://www.rg.ru/2006/07/20/migracia-uchet-dok.html>

(4) 06. 07. 18. 公布、ロシア連邦内の外国人市民の法的地位に関する連邦法改正のための連邦法第110号。

<http://www.rg.ru/2006/07/20/inostranci-polozhenie-dok.html>

(5) 06. 11. 05. 公布、外国人市民・無国籍者のロシア連邦内労働活動誘致規則違反責任加重のための行政的違法行為法典改正に関するロシア連邦法第189号。<http://www.rg.ru/2006/11/09/migranty-doc.html>

(注1) 最近の当局者の平易な新登録手続法の解説は、<http://www.rg.ru/2006/12/15/inostranci.html>および<http://www.rg.ru/2006/12/31/migranty.html>

(注2) 無国籍者に対する最近の憲法裁判所の判例の変化については、<http://www.rg.ru/2006/12/31/migranty.html>

rg.ru/2006/11/01/sud-migranty.html

(注3) 本稿末尾付録掲載の外国人市民・無国籍者割りリストに関連するノヴォシビルスク州の移民問題については、<http://www.rg.ru/2006/12/07/migranty.html>

(注4) 移民担当記者タチアナ・スモリャコワ女史の移民宛の年賀挨拶,<http://www.rg.ru/2006/12/31/migranty.html>

第1章 2007年1月15日施行の新移民登録手続について。

第1節 簡素化された新移民登録手続法採択の理由。

——アムネステイ（特赦）に代る簡易移民登録手続法——

タチアナ・スモリャコワ女史のレポ。

「新移民規制諸立法が国会で採択施行になると、移民特赦は必要としなくなる」と昨夕連邦移民局長のコンスタンチン・ロモダノフスキイー氏は、独立国家共同体諸国の各内務省と移民局の代表者合同会議で発言。——

同合同会議は不法移民防止対策に関連して開催された。連邦移民局の資料によると、昨年度2005年度のロシア国内の合法外国人就労者総数は70万人以上で、2004年度よりも1倍半増加している。この事実は一見前進しているように見えるけれども、同局長は不法移民による経済的損失が従来同様極めて高いのであるから、十分な成果を上げたことには決してならないと云うのである。税務・移民当局は最低限見積っても未徴収税のために毎年ロシア財政は2億乃至3億ルーブルを失っているという。これまでにロシアの抱える不法移民数の規模は、5,000万乃至1,500万のインターバルで計られてきたが、昨夜の連邦移民局長は、「ロシア連邦領域内には毎年2000万以上の移民が入国して居住している」と発言したのである。うち合法移民数がわずか70万しかないという単純な算数計測は、問題が現実よりもより重要な意味を持ってきていることを物語っている。

ロシア国内の不法移民の基本的なマスは何かというと、彼らの大部分は労働移民たちであるという点である。同局長が云うには、彼らが闇の不法労働移民となっていく主要な原因は、複雑な労働許可書の受理手続と雇用主側ができるだけ安価で、かつ無権利な労働力を活用したがる点にある。

移民局の今後の新政策は、移民たちを労働者として取り扱うと同時に、雇用主責任を加重する点にある。こうした考え方からすると、論理的にいくつかの新しい立法的立案が生

まれてくるのである。とりわけ最近の国会の第3読会で採択された新移民登録手続法案は外国人市民の従来の登録手続の許可方式を通報方式に移行を意図したものである。また就業許可取得期間も極めて短縮し、従来数ヶ月待機しなければならなかったのを、最長10日間以内で受理できることにしたのである。

代表者合同会議に参加したロシア・白ロシア・アルメニア・アゼルバイジャン・キルギスタン・カザフスタン・モルドバ・タジキスタン・ウズベキスタンの各代表者の意見によると、不法移民問題は今日全独立国家共同体共通の問題になっていて、国家の民族的安定に対する重大な脅威となってきたので、これと効果的に対抗するためには、共同の力によるしかないといわれている。こうした方針に向かっての第一歩が昨年夏から実施されており、独立国家共同体加盟国共同プログラムとして2006年度から2008年度の不法移民予防プログラムの採択であった。この運動の主導者の見解からすると、本プログラムに従って不法移民組織根絶のための共同作戦は若干なりとも成功裡に終わったものと見ている。こうした運動の成果として、86件もの刑事事件が告発され、14,000人以上の不法移民が退去させられたのである。なお余言すれば、懲罰措置としては、昨年度は75,000人以上の不法移民がロシア領土内から強制退去させられ、1,500,000人に行政責任が科せられたのである。

しかし、以上のような共同体間の共同作業だけがこうした不法移民逮捕者の成果をもたらしたのではない。多くのロシア専門家はこうした問題の解決に決定的役割をしたのは、極めて偽造困難な生物学的パスポート制に採用移行したことによるものといわねばならないと云う。今日では、パスポート偽造は、高収入の得られる多く出回っているビジネスになってきている。最近独立国家共同体諸国の各専門部局の共同努力によって、こうしたビジネスに従事している国際犯罪グループを摘発してきたのであるが、これよりもより効果的な機能を果たしたものが、生物学的パスポートである。ロシアはすでにこれらの公布を始めており、今やアゼルバイジャンでもこれを検討中である。更に同会議参加諸国も紛失・偽造パスポートに関する統合資料バンクの設置が必要であるとの結論にたっているのである。その相互協力が効果的に実施された1件がロシア連邦移民局局長コンスタンチン・ロモダノフスキーと白ロシア内務省長官代理ビクトール・ファイリストビッチが両国に共通する同一モデルの移民カードの導入に関する協定に署名することで、両国間の移民数量を容易にコントロールできるようになったのである。ロモダノフスキー局長は、同会議の成果をコメントして、「われわれは不法移民の状況を根元から変革することができるが、その

期間と数量までは今のところ明言できない」という。

またロシア連邦人権委員会代表のウラジーミル・ルーキン氏も官僚としての慎重さを崩さないで、不法移民問題の解決には、国家の安全と人権との間のバランスを尊重する必要があるとの発言もあり、こうした論理で云うと、問題は極めて容易なことではないといわねばならないのである。(ロシア新聞2006年7月7日号。06. 9. 22. 了)

第2節 新移民登録手続制度の特色

——許可制から報告制へ——

ロシア連邦移民局副局長ヴァチスラフ・アレキサンドロヴィチ・ポスターニン

(解説1)

2006年7月18日付連邦法第109号「ロシア連邦における外国人市民・無国籍者移民登録手続法」は、外国人市民・無国籍者の移民誘致を確保するための質的に新しい登録行政制度を構築した。同制度の導入によって、より効果的な移民管理がおこなえるようになり、不法移民数を削減し同時にロシア連邦内に居住・就労希望者の同胞やその他の外国人の持つ憲法上の諸権利の保障水準を向上させることができるのである。ここ数10年間のうちに、ロシアは不法移民の人波に席卷されていたにもかかわらず、それに相応しい適切な移民規制管理手続が行なわれていなかったこともあって、このために移民局は内務省の管轄下に併合されることになった。強力なくつかの機構がそれ本来の独自のエネルギーをもって委託された事業を引き継いで実施してきた結果、移民の大波がある程度は減速し、あるべき軌道に乗せることに成功したが、残念ながら理想通りに彼らを移動操作させることは容易ではない。どうすればこれが可能なのか、しばらく検討しなければならない。全く明瞭なことは、ロシア連邦が大量の移民受け入れることをこれまで用意していなかったことだけは明らかである。というよりも、先ずもってそんなに大量の newcomer を規制する規範がなかったのである。何故こうした大量の移民を規制できないのか？これまで登録のための基本要件として、住宅、更にそのために法律で定められた衛生上の規範に従った諸条件、宅地面積とか快適性・防火上の安全が提起されるのであるが、こうした要件を満たすことは、極めて困難である。こうした規範通りの住宅なるものをロシア人のうちの全ての市民さえ確保できないでいることは、紛れもない事実である。移民たちの利用できるかもしれない賃貸住宅市場なるものは改革以前のロシアには一般に存在しなかったし、今日ですらこうした価値のある住宅を建てることは、あまりにも時期尚早なのである。以上の

ことからして、厳格に禁止措置を実施することは、徒に不法移民数を増加させることになるということである。しかし、もろもろのこうした移民手続が客観的にある限り同移民手続規定の現実的適合性の如何にかかわらず、ロシア連邦でノービザ入国制が設けられているために大部分の移民、例えばその80%が同制度によって入国するのであるから、入国規制システムそのものを変革する必要に迫られていたことは明らかである。移民について十分な配慮がなされ、かつまた登録手続がとられていても、われわれ当局としては彼らがロシア国内のどの地域に何人現在在住しているのか、各地域ごとに何人配置されれば良いのか、また彼らがどのような目的でその地にやってきたのかについて、少なくとも正確に把握しておく必要があるのである。こうした情報は管理当局が彼らに対する適切な決定を立案の際に絶対必要な資料となるのである。

新しいロシア連邦外国人市民・無国籍者移民登録手続法の主要目標は、その登録許可制を通報制に移し変えることにある。これこそ現時点での極めて適切な制度改革であると考えている。正確な移民登録は不法移民対策にとり最も重要な要素であり、彼らと闘うための重要な武器となるのである。繰り返していうが、われわれが移民と称する人々が今なおその地に在住しているか否か、そしてまた我々にとって彼らのそうした在住が然るべく望ましいものであるか否かということをも正確に合点していなければならないのである。私たちは彼らの行動の自由を奪うことはできないのである。

先ず第一に、移民の大多数が独立国家共同体出身者であるために文化的・経済的・かつまた近親関係においても我々が相互に親密なつながりを持っているわけがある。例えば、ウクライナとそれに隣接するロシア領土のロストフ州をとりあげてみよう。そこではどの家族とも兄弟姉妹・親類・媒酌人とも国境のこちら側に居住していたり、向こう側に居住していたりするものが現実である。そこにビザ制を導入することはできないし、そんなことをすれば我々大多数の同胞の生活を一層複雑困難にするばかりか親類・家族・友人・経済関係の妨害にもなりかねない。側面からわが領域内に人々が既に頻繁に出入国している現状においては、ロシア国内でそれにふさわしい必要なもろもろの措置をとらざるを得ない時にきていたのである。強調しておきたいことは、移民に扉を開放したからといって連邦移民局はこれまでしばしば誤って非難されてきたようなことは絶対にないのである。連邦移民局が外国人たちをロシア国内に一方的に送り届けてきたといった意見を聞くようになってきているが、こうしたことではなくて、我々当局が彼らを国内に導入しているわけでもない。国外から人々を導入するための話し合いをしているだけのことである。それも

主として私たち同胞のみを対象にするものであります。最近の大統領幹部会令で確認された海外在住の同胞のロシア国内へ任意移住促進のための国家プログラムがその一例です。また2007年1月15日発効のロシア連邦内外国人市民・無国籍者の移民登録手続法もこの問題と関連しております。彼らとはかなり以前から我々と共に生活してきたにも拘わらず、彼らの来訪・そのための設備・生活制度について数10年来なにも制定されてこなかったものであります。

今回2006年7月18日に制定された新移民登録手続に関する連邦法は、ロシア連邦内の外国人市民・無国籍者が滞在・居住場所での登記・登録手続を簡素化したものであります。先ず、同法は外国人市民その他のロシア領域内の空間的移動について早急かつ効率的に監査できるようなシステムを設けております。またそれは彼らのロシア連邦内入国・同領域内の一時通過・移動・滞在居住場所の選択・変更に伴う移転乃至出国の登録の際に生じる諸問題についても規定を設けています。(第1条) また、移民登録を行う際の彼らの権利・義務(第6条・第7条) 移民登録の認定・取消(第8条) 移民登録の際に必要な情報項目(第9条) についても規定を設けている。今回の移民登録の新しい方式の特徴は、何よりも先ず、独立国家共同体諸国から有資格労働者をロシア連邦内に誘致する課題を効果的に実現するための移民管理システムである点にある。新法によってわが国がもっとも必要としている専門家たちを移入民として受け入れるための邪魔となってきた余計な行政的障壁を除去し、同時にロシア国内に今なお滞在中の外国人市民・無国籍者に関する確実な統計数値をえることで、その結果を踏まえて移民および人口の現状をより健全かつ正常なものに復活させることができるのである。(バーシェ・プラボ紙。No.15 (567) 06. 08. 付録移民特集号。No.5, 06. 9. 27. 了)

(解説2)

2006年7月18日付の連邦法「ロシア連邦内外国人・無国籍者の移民手続」の基本構想は、人口移動を登録するための効果的な登記手続を導入して信頼の置ける統計資料収集のための情報網を設置して移民動向を計画的に規制するロシア連邦の国際的義務と世界共同体の勧告に答えようとするものである。今回の法律では「ロシア連邦内に永住乃至一時居住する外国人市民は居住場所で登録をし、滞在場所においても登録するものとする、しかもロシア連邦内に一時滞在中の外国人もまた滞在場所で登録するものとする」との規定を設けている。(第7条) 一方またこれらの人々が移民登録手続で収集された自己の個人情報

知・保護・修正する権利を含めて登録者の諸権利が規定されたのである。(第6条) また国際法上のグローバル・スタンダードにしたがって移民登録手続の許可制に変わる通報制を認定したのである。(第4条第2項) ただしこの場合も以下の特別法により規定する場合には、公式の居住地において許可手続をとらねばならないことになっている。そうした場合は、行政領域構成上の閉鎖地帯、環境災厄地域とか連邦法上外国人市民の立ち入りに際しては特別の許可を要するとかその他連邦法で規定を設けている場合であります。(第5条第2項) ロシア連邦領域内の移民資格次第で外国人・無国籍者のそれぞれの各種モデルごとに、公式の居住地届出・登記乃至滞在地登録の方法が異なって規定されている。法律は移民登録に関する各連邦執行権力機関の権限配分についても詳細な規定を設けている。第11条によると、移民登録事務はロシア連邦法の規定する権限にもとづいて各移民登録機関が行うとある。その他の連邦諸機関もまたロシア連邦法に従って移民登録分野に関してはそれぞれの権限を行使するのである。すなわち、連邦移民局は移民部門に関する連邦執行権力機関として移民登録を担当し、移民登録規則の遵守、移民手続部門に関するもろもろの権力機関の活動との調整を監督し、移民登録手続制に関する国の情報活動とか、これらの収集した資料を適時に補充作業を行うのである。(第12条第1項第3号、第2項・第4号) 外国人市民の居住地での登記、滞在所での登録に関する基本的事務を担当するのは各地域のロシア連邦移民局である。同当局は移民登録を受理後、当局の登録書類とか外国人市民の所持する書類に居住証明乃至一時居住を許可したことを記載する。その他にも、同当局は居住地登録の取り消し訴訟についても対処するのである。(12条第2項第3号)

また当局は統計局・税務局に対して外国人市民の居住届および滞在所の登記情報を伝達し、かつまたわが国内に到来した外国人の届出・登記に関する特定の情報を国の移民登録情報機関に伝達する義務を担当するのである。(第12条第2項第5号・第6号) 同法第13条は以上の移民登録機関以外にも外国人市民が滞在所の登録を受理する権限のあるその他の執行権力機関についても規定している。こうした機関とはロシア連邦大統領・政府の決定で定められた権限を持つ以下の権力諸機関である。

こうした機関とはまず国際関係部門において国家政策やその他の規範法的規制を策定実施する連邦執行機関であるロシア外務省である。同省もまたわが国内に滞在する外国大使・領事および事務的目的でわが国に滞在する他国の外務省スタッフ・国際機関の公務員等の外交職員およびその家族・顧客の滞在所について登録を行うのである。本件に関し

て法律上は特定リスト上の外国人市民の登録情報については即座にかつ無償で移民登録機関に受理されねばならないと規定しているのである。(第13条第2項)ただし、本連邦法が主として規制対象にしているのは、外交勤務員の地位ではなくて大多数の外国人市民の地位について規定しているのである。

なお本新法によれば、これまでのようにいかなる外国人市民たりといえども届出申請機関を警察乃至各地域の連邦移民局に限定してはいない。以下現状を見てみよう。一般の執行権力機関も移民局同様の権限資格を付与された以降は、原則としてこれまではロシア内務省のパスポート・ビザ局に勤務していた職員が同機関に勤務しているのが現状である。こうした勤務職員に心理的变化は見られず、同じ態度で自己の職務上の義務の遂行に当たっているのである。移民登録機関内の状況もそれ相応にわずかながら変化してきたが、役人側が申請者側に要求する証明書の数量も依然多いのである。2007年1月15日付の新登録手続法発行以前にはこれまでの厳しい登録許可手続、すなわち登記機関や地域組織での職員の不正な贈収賄によって移住登記がこれまでどのように実施されてきたのかを参照するまでもないのである。一家族単位ごとではなくて、宿舍ごと一家屋ごとに100人以内で登録が行われ、その家屋の宿主がこうした不正事実を嫌疑さえもしなかった所謂ゴムの家**резиновые дома**がそこそこに存在していたのであるが、どの法律遵守組織もこうした不正行為に目を閉ざしてきたのである。今日ではこうした違法行為の可能性は聞かれな

いが。

新登録法は政府が従来よりもより理性的な判りの良い行政決定を採択できるようになったために、それにふさわしい形の法律を採択したものと考えている。かくしてこそ、我々は不法な闇経済や非公式な就労領域から移民たちを追出して犯罪を防止し、彼らの権利を守ると同時にわが国の官僚たちの汚職・腐敗度を抑止できるのである。新法の目的は移民が証明書公布を受ける敷居をなくするのではなくて、むしろそうした書類を検証・登録・交付あるいはそれに付随する収賄者と移民とのもろもろの関係を正すことにある。人はパスポート・居住証明書乃至一時居住許可書・住宅利用権利書を提示すればよいだけのことである。これらの手続に関する特定の期日規定がないので、公布加速のための追加料金規定もない。そのために国家は以下のような一連の重要課題を決定した。先ず第一に、移民たちは闇移民をやめて、不法移民は合法移民になる。第2に、国家は補正予算から資金をえる。第3に、汚職度を低減する。要するに移民たちに市民としての諸々の権利を保障することである。外国人市民の登録は何の障害もなしに自動的に実施されねばならないので

ある。これについて移民登録機関の権限としては、受理した情報を収集・総括するためにそれにふさわしい方法を用いて指定通りに処理・伝達しなければならないのである。

第3章に規定する居住場所に関する登録とは、居住ビザ乃至一時居住許可といったそれ相応の許可と居住可能な住宅を所有してロシア領域内に居住する外国人市民に関する規定である。第14条は住宅を利用する権利を持ち、ロシア連邦内に永住乃至一時居住許可をえて居住可能な住宅を所有している外国人市民は、その居住場所で登録しなければならない。同市民が2個以上の住宅を所有する場合には、そのうちの1住所を自己の住所として申請しなければならない。こうした場合、移民登録機関は現在外国人が所有している他の住宅についての情報も記録しておく。(第14条第2項) 居住場所の登録の際には、居住ビザ乃至一時居住許可証の中に、また移民登録機関の登録文書および国の移民登録情報システムの中においても居住地の具体的住所を記入する。第17条には、外国人市民・無国籍者が居住場所の登録の際に提出しなければならない一連の書類を詳細に規定している。登録期間についても以下のように正確な規定を設けている。(第18条) すなわち、居住ビザ乃至一時居住ビザの登録期間は外国人市民の申請その他の特定の書類が提出されたその日のうちに直ちに移民登録機関によって処理され、居住場所については所定の報告期日を遅れない様に国の定めた移民登録情報システムに記録されねばならない。登録日から1ヶ月以内に登録に関連したその他の必要な行為が遂行される。

外国人市民の居住場所の登録を取り消す根拠となるのは以下の事項がある場合である。すなわち、1. 外国人yが他の生活場所で登録した場合。2. 外国人が生活居住の利用権を解除した場合。3. 永住・一時居住権を解除した場合。4. 居住場所の登録確認支障で無効判決を受けた場合。5. 居住地登録した外国人市民の死亡した場合。(第19条) 以上以外に、外国人市民が居住場所登録を解除される根拠について法律はなにも規定を設けていない。移民および人口の喜ばしからぬ発展状況を防止するための効果的な国の移民政策を策定・実施するためには、移民プロセス全体に関する正確な情報がぜひとも必要なのである。こうした意味あいにおいて、完全な移民登録資料はロシア連邦内の危機的状況下の労働資源の管理と同領域内の合理的計画配分の分野での一連の実践的課題の解決に大いに役立つのである。通報制の移民登録方式の導入によってロシア国内に到来してくる外国人のためのあらゆる種類の不法な登録・斡旋業務活動は終止するであろう。(ヴァーシェ・ブラボno.16 (568) 06. 08. 付録no.6. 06. 10. 17. 了)

(解説3)

2006年7月18日付連邦法第109号ロシア連邦内外国人市民・無国籍者の移民登録手続法によれば、外国人市民の登録は、居住場所型乃至滞在場所型でおこなわれる。この場合居住場所で登録のできる外国人とは、わが国内に永住であれ一時居住であれわが国内に今日居住している外国人をいうのである。そのためには具体的住宅を所有して利用している外国人もいれば、一時居住許可乃至滞在ビザしか持たない外国人市民もいるのである。これに対して滞在ビザを所持する外国人市民の場合でも滞在場所での登録を一応すませても、本人は特定の目的で一定の期間のみ何らかの適当な滞在場所を確保して滞在する者も出てくる。前者は確固として居住し続けるが、後者は反対にしばしば立ち寄るだけで郷里に再び立ち戻る人たちである。そして外国からロシアに入国してくる来客の大部分は後者に属するのである。彼らの内の百万もの不法労働移民群の1人ひとりにも努めて登録手続をしてもらおうようにしたうえで、彼らを合法化しようとしているのである。こうした外国人市民の滞在地での登録規定は新登録法の第4章の第20条以下である。新法は滞在場所での移民の挙動条件について厳しく規定を設けている。故郷を離れ仕事を求めに遠方からやってきた人たちは、どんな制限にも対処し快樂を放棄するものである。そこでは5つ星の高級ホテルが彼らに提供されるはずがない。外国人労働者を受け入れるための条件は、生活部門を含めロシアの現状に基づいたものにならざるをえないのである。我々は移民たちが気に入り、かつ都合の良いところに移住し生活することを禁止しようとはしない。そうすることは、彼らの権利であり、今後も我々はそれを禁止はしないが、彼らの居住地だけでなく、非常住地での外国人市民の登録の可能性も排除しないのである。旧法の滞在地登録規定は若干異なった内容になっていて保健・休養施設利用の来客にも適用されるものであったが、新法は常住者・一時居住者乃至ロシア国内に到来する外国人にも登録を義務付けるようにした。(第20条第1項) この法規定の適用例外者は特定の居住場所を持たないで各種の施設・組織を転々とし、あるいは交代要員職に就いているような人たちである。以上のような人物の受け入れ側は、その到着について移民登録機関に報告することになる。(第20条第2項) 外国の首脳・外交使節員その他若干の者のうち外国人の滞り場所についての登録はおこなわれない。(第20条第6項) 滞在場所での移民登録実施期間・手続については厳格な法規定が設けられている。例えば、ロシア連邦内に永住する外国人は到着日から7日以内に滞在場所で、一時居住者受け入れ機関乃至施設は滞在場所に本人が到着したときから1昼夜以内に外国人の到着について報告しなければならない。滞在場所での移

民登録手続は最大限簡素化された。とりわけ、今日では移民市民は受け入れ機関乃至移民登録機関に対し郵送によって自己の到来について報告できる。(第22条第2項2号の1. および第4項) 滞在地での登録事由・登録方法・登録取り消しについて移民登録機関に報告する。滞在地での登録事由・登録方法・登録取り消しについては法律に規定している。(第22条第3項) 外国人市民が滞在所で登録を行うには、本人個人を証明する文書と移民カードを提示しなければならない。新法発効の日に2002年7月25日付連邦法第115号ロシア連邦内の外国人市民の法的地位法に基づいて、既に登録済の外国人市民および無国籍者の場合は、は法律により規定した一時滞在期間の経過前に乃至ビザ有効期間経過前に既に滞在所で移民登録済であるとみなす。またその間にロシア連邦領域内に滞在所を変更していた場合にも移民登録済みとみなされるのである。(第25条第1項) 新法発行の時までにロシア連邦内において一時居住許可書を所持し、一時居住場所について登記済みの外国人市民および無国籍者は本法の規定する簡易手続で一時居住許可の有効期間経過後でも居住場所について登録する権利を持っている。(第25条第2項) 違反者についても特に法に規定する責任を規定している。(第24条) ロシア連邦外国人市民・無国籍者移民登録手続法は、同法違反者に対してロシア連邦法に従って責任を問う規定を設けている。これについては、既にロシア連邦行政法違反法典および刑法典で移民法違反責任をきびしくするよう改定済であることを述べておきたい。これと関連して、わが国内に5年間は入国禁止という国外強制退去の制裁適用範囲を著しく拡大することが予想されている。以上のように、法は移民手続面では十分に自由化要求を実現しながらも、一方で違反行為に対しては厳しい措置を設けているのである。更にこの厳格な措置は移民登録規則を無視した雇用主だけにとどまらず、移民本人に対してもおこなっている。一見登記・登録手続の簡素化措置は、申請者・被申請者のいかに問わずロシア国境の無制約性とか公開性を意味するものでは決してない。行政違反法典・刑法典の修正は、移民と我々ロシア人の利益のバランスを尊重するための威力のある平衡秤とならねばならないのである。新移民登録法が2007年1月15日付に発効以前に修正条項が採択されることを我々は期待している。(パーシェ・プラボ紙no.5 - 6 (569) 06. 09. 付録移民特集号。No.7.)

第3節 2007年1月15日付発効の新移民登録手続法全文

2006年7月18日付のロシア連邦外国人市民・無国籍者移民登録に関する第109号
ロシア連邦法。— 2006年6月30日付国会採択、2006年7月7日付連邦会議認可、
2007年1月15日付発効—

ロシア連邦の外国人市民および無国籍者の移民登録とは、この国の移民手続を国家が記録する形態のうちのひとつであり、ロシア憲法に規定するロシア連邦領域内に合法的に在住するいかなる人物の持つ権利も尊重・保障し、個人がロシア連邦内を自由に移動し、滞在地・居住場所を選択する自由およびその他の諸権利と同時にロシア連邦の移民面での民族的諸利益を実現するものである。

- 第1章 総則（1-10条）
- 第2章 移民登録機関およびその権限、その他諸機関の移民登録領域の権限（11-13条）
- 第3章 居住場所での外国人市民の登録（14-19条）
- 第4章 滞在地での外国人市民の登録（20-23条）
- 第5章 ロシア連邦移民登録法違反に対する責任（24条）
- 第6章 終則（25-26条）

第1章 総則

第1条 本連邦法の規制対象

本連邦法は、外国人市民および無国籍市民であってロシア連邦内への入国者、ロシア連邦領土内を通過する旅行者、ロシア連邦領域内の滞在地乃至居住地を選択・変更のためにロシア連邦領域内移動者乃至ロシア連邦出国者（以下移動外国人市民・移動無国籍者と略す）が移動登録を行う際に生じる諸関係を規定するものである。

第2条 本連邦法の使用する基本概念

第1項 本連邦法は以下の基本概念を使用する。

- 1号. 外国人市民および無国籍者の移民登録（以下移民登録）とは、現行連邦法の規定する外国人市民・無国籍者に関する情報およびその移動情報を記録総括する活動をいう。

- 2号. 外国人市民および無国籍者の移民登録機関（以下移民登録機関）とは、移民部門の法を適用し、その国のサービスを管理・監督・実施する連邦執行権力機関（以下連邦移民執行権力機関）をいう。
- 3号. ロシア連邦内の外国人市民乃至無国籍者の居住地（以下居住地）とは、外国人市民・無国籍者が現行連邦法の規定する手続により登録した住居をいう。
- 4号. ロシア連邦内の外国人市民・無国籍者の滞在地（以下滞在地）とは、本来の居住場所でない生活場所および外国人市民・無国籍者が現在居住している場所乃至は外国人市民・無国籍者が現行連邦法の規定した手続で滞在地として登録した場所の住所をいう。
- 5号. 外国人市民・無国籍者の居住場所の登記（以下居住地登記）とは、所定の手続で居住場所情報を移民登録機関に記録することを言う。
- 6号. 滞在地での外国人市民乃至無国籍者の登録（以下滞在地登録）とは、現行連邦法に従って権限のある機関に対して外国人市民乃至無国籍者の滞在地での存在を通報することを言う。
- 7号. ロシア連邦において外国人市民乃至無国籍者を容認する側（以下容認側）とは、ロシア連邦市民・ロシア連邦内に永住する外国人市民乃至無国籍者・法人・法人の支局乃至代表部・連邦国家権力機関・ロシア連邦構成国家権力機関・地方自治機関・ロシア連邦内の外交代表部乃至外国外交代表部乃至領事部・ロシア連邦内の国際機関乃至その代表部乃至外国人市民乃至無国籍者が事実上居住し乃至これらの人物がそこで就労しているロシア連邦内の国際組織付属の外国の代表部をいう。

第2項 本連邦法の外国人市民の概念の中には、連邦法上の外国人市民の特則とは別に、無国籍市民も含まれる。

第3条 ロシア連邦における移民登録の法的基礎

ロシア連邦の移民登録の法的基礎となるものは、ロシア連邦憲法、ロシア連邦国際条約、連邦憲法上の諸法律、現行連邦法、同規範に基づいて採択されたその他のロシア連邦法の規範的法令である。特に現行連邦法に違反しないその他の連邦諸法も外国人市民の移民登録実施に関して適用される。

第4条 移民登録の目的、基本原則および内容

第1項 移民登録は以下の目的を実現するために行う。

- 1号. ロシア連邦市民および外国人市民が自己の持つ権利と自由を実現し、かつその負わ

訂 正

申し訳ありませんが67頁、68頁の本文中でロシア語表記の位置に誤りがありましたので差し替えをお願い致します。

された本人の義務の遂行に必要な条件を創出する。

- 2号. 移民領域における国家政策を策定・実施する。
- 3号. 外国人市民の移動並びにその移動の結果の予測に必要な完全かつ信頼できる事務的な当面の情報を作成し、国の移民統計観測を実施する。
- 4号. ロシア連邦領域の発展を計画する。
- 5号. 危機状況を管理する。
- 6号. ロシア連邦内の憲法体制とロシア連邦市民・外国人市民の道徳性・健康・権利と法的利益を擁護し、不法移民その他の違法行為を阻止して、ロシア連邦内の民族的安定と社会的安全を保障する。
- 7号. ロシア連邦内の個人データを含む外国人市民の移動に関する情報を組織する。
- 8号. その他社会・経済的並びに社会・政治的課題を決定する。

第2項 移民登録は、連邦憲法規定乃至連邦法の規定する場合を除いて、通報性をもつ。

2. Миграционный учет имеет уведомительный характер за исключением случаев, предусмотренных федеральным конституционным законом или федеральным законом.

第3項 移民登録は、以下の基本原則に基づいて行われる。

- 1号. 外国人市民のロシア連邦領域内の移動・滞在・居住場所の選択の自由。
- 2号. 国家は国際法規範の合法性および尊重を遵守した外国人市民のロシア連邦領域内での移動・滞在場所の選択自由権を擁護する。
- 3号. 個人・社会ならびに国家の利益を調和させる。
- 4号. ロシア連邦内の民族的安全を保障し、ロシア連邦内の他の民族的諸利益を保護する。
- 5号. 移民登録実施に必要な活動を容易にする。
- 6号. 移民登録規則を統一する。

第4項 移民登録には以下の事項が含まれる。

- 1号. 現行連邦法に従って、居住地登録、滞在地登録、並びにその他の情報を記録する。
- 2号. 移民手続上の量的・質的な社会経済的その他の特性に関する情報を整理分析・保管・保存・利用する。
- 3号. 現行連邦法に規定する報告内容に関する国の移民登録通報制を導入する。

3) ведение государственной информационной системы миграционного учета, содержащей сведения, предусмотренные настоящим федеральным законом.

第5条 移民登録実施の際の人権尊重と国益確保の保障。

第1項 外国人市民は連邦憲法、連邦法、ロシア連邦の締結した国際条約が規定する場合を除いて、ロシア連邦領域内においてロシア連邦市民と同じく、自由に移動し、滞在・居住場所を自由に移動し、滞在・居住地を選択する権利を持ち義務を負う。

第2項 以下の場合、連邦憲法乃至連邦法に従って、居住場所での登記・滞り場所での登録許可制を実施乃至導入することができる。

2. В соответствии с федеральными конституционными законами или федеральными законами разрешительный порядок регистрации по месту жительства и учета по месту пребывания действует или может быть введен:

1号. 制限地区

2号. 閉鎖行政地域

3号. 軍事上の閉鎖都市

4号. 外国人市民に立ち入りの際には、連邦法上特別許可の必要な組織乃至客体領域

5号. ロシア連邦大統領幹部会令により非常乃至戦闘状態にある領域

6号. 環境保護上の災厄発生地帯

7号. 伝染病と被伝染病の感染の危険上、居住について特別の生活条件と経済活動が導入される地域・宅地

8号. テロ対策実施地域

9号. 動員時期・戦時下

10号. その他連邦法の規定した場合

第3項 外国人は、ロシア連邦領域内の移動の自由および滞在・居住場所選択の自由権に違反する国家諸機関・地方自治機関・法人乃至その他の機関・公務員乃至自然人の作為・不作為に対して上級機関・上級公務員乃至裁判所に提訴できる。

第6条 移民登録の際の外国人市民の諸権利

外国人市民は、移民登録について以下の諸権利を持つ。

第1号 国の移民登録制度上に記録されている自己の個人資料を知る。

第2号 国の移民登録制度上に記録されている自己の個人資料を保護する。

第3号 国の移民登録制度上に記録されている自己の個人資料に誤謬が判明した場合は訂正する。

第4号 国の移民登録制度上に記録されている自己の個人資料に誤謬が判明した場合は変更・補足する。

第5号 所定手続きにより、移民登録機関より個人資料の証明書を受理する。

第6号 現行連邦法上のその他の諸権利を行使する。

第7条 外国人市民の移民登録義務

第1項 外国人市民は移民登録に際して正確な情報を提示し、現行連邦法、同連邦法規並びに同連邦法に従って採択されたロシア連邦のその他の規範的法令の規定する法律行為を行う義務を負う。

第2項 ロシア連邦内に常住乃至一時居住する外国人市民は居住地および滞在地で登録する。

第3項 ロシア連邦内に一時滞在する外国人は、滞在地で登録する。

第4項 刑罰・行政罰を受刑中の外国人市民はロシア連邦政府の所定の手続きを経て、同刑罰受刑施設で滞在登録を行う。

第5項 ロシア連邦領域外においてロシア連邦領域内にある住居乃至その他の建物を所有する外国人市民および外国法人その他の外国組織で一時滞在する外国人市民に当該建物を提供する場合には、同建物の被提供者の意思で自発的に滞在地登録を行わせる義務を負う。

第8条 移民登録の実施

第1項 移民登録規則とその手続きは、現行連邦法に基づいてロシア連邦政府が制定する。

第2項 移民手続きを判定する根拠となるのは、以下の事実である。

1号. ロシア連邦内に外国人市民が入国しているという事実。

2号. 外国人市民がロシア連邦領域内で出生登録をしている事実乃至出生時点では未だにロシア連邦市民権を取得していない人物であることの実事。

3号. ロシア連邦内に在住している人物がロシア連邦市民権を喪失している事実。

第3項 移民登録の取消事由となるのは、以下の事実である。

1号. 外国人市民がロシア連邦を出国した事実。

2号. 外国人市民がロシア連邦内で死亡した事実。

3号. ロシア連邦内に在住の外国人市民が行方不明と認定する乃至死亡と認める判決が法的効力を持つようになった事実。

4号. ロシア連邦内に在住する外国人市民が既にロシア連邦市民権を取得していた事実。

第4項 ロシア連邦国境の入国許可地点にある国境管理機関は、1昼夜以内に外国人市民のロシア連邦出入国に関する実態情報を移民登録機関に対し報告する。

第5項 市民の現状活動記録機関は1昼夜以内に移民登録機関に対して本条第2項の2号および第3項の2号および国家登記法に規定する外国人市民の家族名を含む姓名・父称（ある場合）の変更および外国人市民の誕生日乃至誕生場所データの変更に関する事実の登記情報を報告する。

第9条 移民登録すべき情報目録

第1項 移民登録には以下の外国人市民情報を収集・記入・保存・一般化し・活用する。

第1号 ビザおよび必要証明書、同書類の呼称・系列・公布番号・公布年月日と場所・有効期間・存在する場合には生物学的資料を含む。

第2号 ロシア連邦内の滞在・居住権を認定するビザおよび必要書類。

第3号 姓および父称（ある場合）。

第4号 出生年月日および出生地。

第5号 性別。

第6号 国籍。

第7号 ロシア連邦入国目的。

第8号 職業。

第9号 ロシア連邦内の滞在（居住）機関の申請。

第10号 当該居住場所・住所の登録期日および地・住所の登録および取消期日。

第11号 現滞場所・住所の登録期日および前滞場所登録取消期日。

第12号 正式代理人（父親・養子・後見人・管理者）の情報。

第13号 ロシア連邦領域外への追放乃至行政退去（その有無・時期・場所）情報。

第14号 ロシア連邦内滞在（居住）不適決定通知（その有無・時期・場所・該当人物）情報。

第15号 ロシア連邦内で納税違反の刑事・行政責任を問われた情報。

第16号 ロシア連邦内での死亡期日・場所乃至行方不明認定乃至死亡通知に関する決定の発効期日乃至同裁判所の名称と所在場所。

第17号 移民登録の取消事由。

第2項 移民登録に記載済みの情報を変更する場合は、当該情報をロシア連邦政府が認定した手続をして移民登録機関に通知しなければならない。

第10条 国の移民登録情報システム

- 第1項 移民登録機関は、本連邦法第9条に規定する外国人市民に関する情報を基にして国の移民登録情報システムを構築する。
- 第2項 国の移民登録情報システム内に保管された外国人市民情報は機密にされる。移民登録の際に記録され、国の移民登録情報システム内に保管された情報の保管方法・保管期間・保護方法については、ロシア連邦政府が決定する。
- 第3項 国の移民登録情報システムを含む情報バンク（ベース）内の外国人市民に関する情報資料の有効利用・保護のために、移民登録機関とその他の連邦執行諸機関、ロシア連邦諸主体の執行権力機関および地方自治諸機関との相互協力関係については、ロシア連邦政府の設けた方法によっておこなう。
- 第4項 国の移民登録システムをより機能化させるための移民登録情報内容の変更・利用・許可・提供方法については、ロシア連邦政府がこれを決定する。

第2章 移民登録機関とその権限。その他の諸機関の移民登録に関する権限

第11条 移民登録分野に権限を持つ諸機関

移民登録機関は、ロシア連邦法の規定した権限に従って移民登録事務を行う。その他の連邦執行機関もロシア連邦法に従って移民登録領域のもろもろの権限を行使できる。

第12条 移民登録機関の権限

- 第1項 連邦執行権力機関は移民領域について以下の権限を行使する。
- 第1号 移民登録並びに外国人市民・公務員・法人。その他の機関・組織による移民登録手続遵守の管理。
- 第2号 他の連邦執行権力機関の移民登録分野の活動との調整。
- 第3号 国の移民登録情報制度を機能させ、それに必要な情報を適切かつ完全に提供する。
- 第4号 所定の手続により移民に関する国の統計調査方法を提言する。
- 第2項 連邦執行権力機関の地域機関は移民に関して以下の権限を行う。
- 第1号 外国人市民の居住地登録および滞在地登録をおこなう。
- 第2号 移民登録機関の登録文書および居住ビザ乃至一時居住許可内に当該外国人市民が居住場所で登記したことを記入する。

- 第3号 所定の方式で裁判所に外国人市民が居住場所登録の取り消しを提訴する。
- 第4号 国の統計機関に対して所定の国の統計調査方式で外国人市民の居住地登記、ならびに滞在地登録に関する情報を取る。
- 第5号 外国人市民の居住地での登記および外国人市民が滞在地で登録をしたことの情報
を地域内の税務機関に伝達する。
- 第6号 外国人市民の登録に関する情報および外国人市民が滞在地で登録したことの情報
を国の移民登録情報組織に送致する。
- 第7号 ロシア連邦市民・外国人市民・公務員・法人の移民登録規則遵守を管理する。
- 第13条 外国人市民の滞在地登録を行う権限を持つ機関
- 第1項 滞在地での外国人市民の登録は、移民登録機関に代わって以下の機関が代行できる。
- 第1号 ロシア連邦の国際関係領域の外国人市民について国の政策・規範的法的規制の策定と実施機能を遂行する連邦執行権力機関。
1. ロシア連邦内の外国の外交代表部の長および領事部長、外交代表部のスタッフおよび領事部職員、ならびに上記公務員の家族の一員と同公務員の来客。ただし同家族メンバー乃至来客が上記公務員の邸宅内に居住するか、あるいは当該代表部乃至施設の領域内に居住している場合。
 2. ロシア連邦内に労働ビザおよび外国外務省の外交乃至勤務員パスポートを所持して入国した公務員と同公務員の同伴した家族。
 3. ロシア連邦との国際条約に基いて国際組織の公務員の外交特典およびロシア連邦内に本部を持つ国際組織の公務員の特権を活用して仕事上ロシア連邦内に入国した上記国際機関代表部の公務員、ならびに当人の家族と客人で当人の邸内・代表部領域内に居住している者。
- 第2号 移民登録その権限等を設定することになるその他の機関。
- 第2項 外国人市民の滞在地での登録情報は、本状第1項に規定する機関に対して即座に無料で本状第1項に規定する諸機関および移民登録機関に送致される。

第3章 外国人市民の居住地登記

第14条 外国人市民の居住地登記義務

第1項 ロシア連邦領域内にある住宅利用権を持ちロシア連邦内に永住乃至一時居住する外国人市民は、現行連邦法の規定する手続と条件のもとで、本条第2項に規定する場合以外は、当該住居の住所において登記しなければならない。

第2項 ロシア連邦領域内に2個以上の住宅に居住する住宅を持ち、ロシア連邦内に永住乃至一時居住する外国人市民は、そのうちのいずれか1つを居住地として申告しなければならない。この場合、こうした外国人市民の居住地登記は、ロシア連邦領域内にある他の住宅情報も記録する。

第15条 外国人市民の居住地登録の根拠

第1項 外国人市民の居住場所登記の根拠になるものは、当該外国人市民には、ロシア連邦領土内にある住宅の利用権があるということである。こうした権利の存在については、ロシア連邦住宅法に規定されている。

第2項 外国人市民の居住地等登記とは、当該外国人市民が具体的な住居所を居住地として確定したこと、乃至当該外国人市民が具体的な住居場所で一時居住が許可されたことを意味する。同時にまた、移民登録機関の登録文書内および国の移民登録情報システム内にそれらが認定されたことを意味する。

第16条 外国人市民の居住地登記方法

外国人市民の居住地申請は、当該外国人市民が自己の居住地として指示した住居のある場所の移民登録機関において行う。同申請方式並びに、そこに記載する情報およびそのために要求される一連の形式については、ロシア連邦政府が規定する。

第17条 外国人市民および無国籍者の居住地登録に必要な書類

移民登録機関の公務員に対して外国人市民乃至無国籍者が居住地登記申請をするためには、以下の書類を提示する。

第1項 ロシア連邦内に永住乃至一時居住する外国人市民の場合。

- 1号. 本人個人であることを確認し、これについてロシア連邦が認定した書類。
- 2号. 居住ビザ乃至一時居住許可。
- 3号. 住宅利用権を確認した書類。

第2項 ロシア連邦内に永住乃至一時居住する無国籍者の場合。

1号. 居住ビザ乃至一時居住許可。

2号. 住宅利用権を確認した書類。

第18条 外国人市民の居住場所での登記期間

第1項 外国人市民の同連邦法第17条に規定する文書の提出による居住地登記申請にたいして、移民登録機関は同日中に当該外国人市民の居住ビザ乃至一時居住許可について記入し、遅くとも次の労働日までに当該外国人市民の居住地情報を当該移民登録機関の書類と国の移民登録情報システムの中に記録する。

第2項 外国人市民の居住地登記をした移民登録機関は、ロシア連邦政府の定めた手続により同登記日より1ヶ月以内に、登記に関連したその他のいくつかの必要な行為を行う。

第19条 外国人市民の居住地登記却下事由

第1項 外国人市民の居住地登記却下は以下の場合に行はれる。

1号. 外国人市民が他の居住地に登録した場合。

2号. ロシア連邦法の規定する事由による外国人市民の住宅利用権の停止。

3号. 外国人市民のロシア連邦内永住乃至一時居住停止。

4号. 外国人市民の居住地登録を無効と認定する裁判判決の発効。

5号. ロシア連邦内での外国人市民の死亡乃至ロシア連邦内に居住していた外国人市民の行方不明と認定する裁判判決の発効乃至死亡公示。

第2項 外国人市民の居住地登録却下により、当該外国人市民の居住ビザ乃至一時居住許可並びに移民登録機関の登録書類および国の移民登録情報制度の中にも、これに関する情報が記入される。

第4章 外国人市民の滞在地登録

第20条 外国人市民の滞在地登録義務

第1項 外国人市民は滞在地にあつては、ロシア連邦の現行連邦法乃至国際条約に従って制定された手続と条件にもとづいて滞在所登録をする義務を持つ。

第2項 滞在所登録を行わねばならない者とは、

1号. ロシア連邦内に永住する外国人市民で、当該外国人市民が以下の場合を除いて、滞

在地に滞在した日から7労働日を経過した者で1. 居住地をもたぬ者。2. ホテル居住者、ホテル・サービスのあるその他の施設の居住者、サナトリウム・休息の家・ペンション・キャンプ場・旅行者基地・子供用保健キャンプ・病院・乃至その他の保健乃至社会施設の居住者。3. 当直型就労者。4. 特定の居住場所のない社会的リハビリ用特別施設の被收容者。5. 刑事・行政罰施設で服役中の者。

2号. ロシア連邦内に一時居住乃至一時滞在中の外国人市民で、以下の者を除いて滞在場所に到着日から3労働日を経過した者。

1. ホテル居住者・ホテルサービスのあるその他の施設の居住者・サナトリウム・休息の家・ペンション・キャンプ場・旅行者用基地・子供保健用キャンプ・病院その他の保養乃至社会施設の居住者。

2. 特別の居住場所のない社会的リハビリ用の特別施設の居住者。

3. 刑事罰・行政罰服役施設での被服役者。

第3項 本条第2項の1号の1-5および2号の1-3に規定する事項については、受け入れ側は受け入れ当日内に移民登録機関に対して当該外国人市民の滞在場所到着を報告しなければならない。

第4項 外国の非軍事船舶の乗組員である外国人市民の船員が外国の非軍事船舶の寄港に開かれたロシア連邦内の港湾の領域内に24時間以上上陸し一時滞在する場合には、当該外国人市民にロシア連邦内入国について国境管理機関の記載する文書があれば、船員個人を証明する船員パスポートに基づいて移民登録機関は滞在場所の登録を認める。

第5項 居住地でのテロ行為と反テロ対策の結果生じた非常事態乃至戦闘状態を避けるために居住地を出て臨時收容所にいた永住乃至一時居住外国人市民の滞在地登録については、ロシア連邦政府の制定した方法で行う。

第6項 以下の者は、滞在地登録をしなくてよい。

1号. 外国の首脳、外国政府の長、外国の国会・政府の代表団員、連邦国家権力機関乃至ロシア連邦主体の国家権力機関に招致されてロシア連邦内に入国した国際組織の指導者並びに以上の人物に随行する家族の1員。

2号. ロシア連邦内に公式乃至非公式訪問乃至職務上寄港する軍艦の乗組員メンバー、外国の軍用航空機乗組員である外国人市民（ただし、同乗組員の主要構成員以外の外国人市民がロシア連邦領域内に3日以上強制的に乃至その他の滞在中の場合は除

く)

- 3号. 外国の非軍事船舶の乗組員乃至外国人市民が外国の被軍事船舶の寄港に開かれたロシア連邦の港湾領域乃至開港都市において24時間以内滞在し、あるいは24時間以内住民居住地点で観光旅行する外国人市民。
- 4号. 民間航空機の飛行士・乗組員その他国際的に移動する交通手段の乗組員・班長。時刻表通りに運行するロシア連邦領域内の空港・駅構内に滞在する外国人市民。
- 5号. 以上の外国人市民がホテル乃至ホテル・サービスを行う他の組織、サナトリウム、休息の家、ペンション、キャンプ、旅行者基地、児童用保健キャンプ、病院、あるいは保健乃至社会施設に滞在する場合を除いて、3日間を超えない期間内においてロシア連邦内に居住する場合。

第7項 本条第6項に規定する外国人市民は、所定の手続で当該外国人市民の滞在地の移民登録機関に自己の滞在所を報告する権利を持つ。

第21条 滞在所での登録事由

第1項 本連邦法に他に特別の規定のない場合、滞在地登録の事由となるのは、本人の居住地でない場所に当該外国人市民が一時存在しているという事実乃至当該外国人市民が居住地として指定された居住場所にいないということである。

第2項 滞在所登録とは、本人の滞在地の登録機関の登録文書と国の移民登録情報システム内に当該外国人市民が当該滞在地に居住していたとの情報を記録することである。

第22条 外国人市民の滞在所での登録方法。

第1項 外国人市民の滞在地登録方法は本条項の規定に従って、本人が滞在地に到着したことの情報を移民登録機関が受理すること。

第2項 外国人市民が滞在地登録を行う際に、

第1号 外国人側は、

1. 滞在所に到着すると、受け入れ側に対して本人個人を証明する文書と本件についてロシア連邦が認定した事項および移民カードを提示する。

2. 本人が滞在地に到着した情報を受理側に通知した後に、本条第3項・第4項に規定する場合を除いて、受理側から同通知報告書の切り取った伝票をうけとる。

第2号 受理側は、当該連邦法第20条第2項・第3項の1号・2号の規定する期限を遵守

して以下のことを行う。

1. 移民登録機関に対して外国人市民が滞在場所に到着したことを直接報告するか、もしくは本条第3項乃至第4項に規定する場合を除いて、所定の手続で郵送報告をおこなう。

2. 外国人市民に対して当該外国人市民の滞在地到着報告書の切り取った伝票を渡す。

第3項 受理側が受理した当該外国人市民の滞在地到着報告書に不当な事由のある場合は、その可否について所定の手続をへて移民登録機関がそれを判定する。

第4項 ロシア連邦内の常住外国人市民は、受け入れ側の文書の同意に基づいて当該移民登録機関に対して自己の滞在地到着について直接乃至所定の手続で郵送報告する権利を持っている。

第5項 本条第2項第1号の1に規定する外国人市民受け入れ側の文書の取り消しは認許しない。

第6項 移民登録機関および連邦郵便局が外国人市民の滞在地到着の情報の受理は、こうした本人を証明しロシア連邦の認定した文書を所持する人物本人の通知申し立てによってのみ行われる。

第7項 受け入れ側および外国人市民の滞在地登録に必要な行為の認定は、所定の手続によって、移民登録機関乃至連邦郵便機関の提出した報告書の空白部分を切り取りサインしておこなわれる。同報告書に喪失乃至断続的空白部分のある場合の補正認定方法については、ロシア連邦政府が定める。

第8項 外国人市民の滞在場所への到着、報告の形式、そこに記入する報告リスト、報告要件、移民登録機関への報告手続、連邦郵便局への報告書の写しの保存期間、一時滞在外国人市民の受け入れ側の同意の表現形式および付録報告文書リストについてはロシア連邦政府が定める。

第9項 旅館およびサナトリウム、休息の家、ペンション、児童保健用キャンプ、ツーリスト基地、病院乃至保健・社会サービス施設、特定の住居をもたない者のための特殊な社会リハビリ施設、あるいは刑罰・行政罰受刑者収容施設等に当直勤務外国人市民にかんする情報記録については、当該外国人市民の来去を管理する組織乃至施設の管理部がおこなう。

第23条 外国人市民の滞在地登録・取消事由と方法

- 第1項 以下の場合には、外国人市民の滞在場所登録は取り消される。
- 第1号 外国人市民の滞在の場所の退去。
- 第2号 外国人市民のロシア連邦からの出国。
- 第3号 ロシア連邦内の外国人市民の死亡乃至ロシア連邦内に在住する外国人市民の行方不明乃至死亡告示裁判判決の発効。
- 第2項 外国人市民の滞在地登録削除は、移民登録機関が所定の手続によって受け入れ側からの当該外国人市民の滞在地到着・退去の日時を記載した通知（空白の）断面を受理した後にこれを行う。当該外国人の滞在場所到着報告書の切り取り空白部分は受け入れ側の当該移民登録機関に対して当該外国人市民の滞在地退去日から2日以内に審議に付される。
- 第3項 ホテルその他接客サービス機関、サナトリウム、休息の家、ペンション、子供用保健施設、ツーリスト基地、キャンプ、病院乃至保健・社会サービス施設、管理部の指定した社会サービス組織乃至施設からの外国人市民の退去については、本人の退去後遅くとも12時間以内に、所定の手続によって本件について移民登録機関に報告する義務がある。

第5章 ロシア連邦移民登録法違反に対する責任

- 第24条 ロシア連邦移民登録法違反責任
- ロシア連邦移民登録立法違反有責者は、ロシア連邦法に従って責任を負う。

第6章 終 則

- 第25条 本法発効日前に生じる法関係への現行連邦法の適用。
- 第1項 2002年7月25日付の連邦法第115号「ロシア連邦内外国人市民の法的地位法」に基づいて本連邦法発効日前に既に滞在場所で登録済みの外国人市民は、ロシア連邦の規定する一時滞在期間経過前に乃至ビザ有効期間経過前に既に滞在地で移民登録していたものとみなし、かつまたロシア連邦領域内の滞在場所変更の場合にも移民登録したものとみなす。
- 第2項 本連邦法発効日に既にロシア連邦内に一時居住許可書を持ち一時居住場所に登録

済みの外国人市民は、本連邦法の規定する手続で一時居住許可経過後も居住場所で登録する権利を持つ。

第3項 ロシア連邦内に常住し、本連邦法発効日前に居住場所に登録済みの外国人市民がロシア連邦の居住地を変更する場合は、現行連邦法に従って居住地登録をする。

第26条 現行ロシア連邦法の発効

本連邦法は、2007年1月15日付をもって発効する。

第2章 2006年6月22日付公布の国外在住同胞のロシア連邦への自発的移住支援措置に関するロシア連邦大統領令第637号について。

第1節 ヴェ・イ・カラ ندا女史のレポ。

ロシア連邦移民局第1次席・労働グループ書記

——国外同胞の任意移住促進策検討中の省庁間作業グループは同国家綱領の3分の1を審議・賛同をえて——

ロシア連邦移民局は2006年2月4日付の「ロシア連邦内に国外在住同胞の自発的移住促進のための国家プログラム省庁間検討作業グループ」に関するロシア大統領指令によって同作業グループ活動を組織するよう委託された。大統領の本指令は審議官・専門家・マスコミを含め社会に複雑な衝撃を与えた。同胞移住は長い間焦眉の問題であったし、これに関するプログラム作りが緊急に必要と考える者もいれば、こうした作業は10年も遅延していて、後戻りしないと取り返しのつかない程すべてを失いかねない、と云う者もいる。また一方で原則的に同プログラムの合目的性に疑問を抱く者もおれば、有害だと考える人さえいるのである。私たちは国の同胞移住促進策決定が今日のロシアにとって極めて焦眉のことであり、その決定採択は遅からず早からず、タイムリーであると考えている。そして上述の作業グループの調査活動中に収集した資料がこうした考えを確認してくれたのである。わが国ロシアは自国市民を失ったのではなくて、今や逆に彼らを取り戻そうと努力している国なのである。同胞の祖国への移住か、それとも多くの国家に占拠されるのか。イスラエルやドイツのようにある国はこうしたことを公然とおこなった国もあれば、例えば英国のようにあいまいな型で移住を促す国もある。新しい国づくりのプログラムの策定には自国他国の誤謬ならびに蓄積された実証実験資料の検証に努めねばならない。

そこでわが国では同胞の自主的移民促進プログラムが移民手続上の指標とならねばなら

ないのであるが、更にこうしたプログラムはもろもろの原因で国外に在住してきた自国民、すなわち、どんな国民とも一緒になって、旧ソビエト同盟の中で成長し、ソビエト同盟を自らの労働で建設し、同一文化とイデオロギーの下で育て上げられてきた過去のロシア人市民に対してロシア連邦が国家としての責任を負うだけでは足りないのである。同胞移住プログラムの中には人間主義的な本質だけを持ち込むだけでは足りないのである。それはその中に国家の利益、ならびにイデオロギー的・経済的利益をあらわにした国家プログラムなのである。

移民問題は人口学的問題と密接に関連する問題領域であることはいうまでもない。移民流入によってのみ人口問題を解決できるとの考え方は、若干の外国の悲惨な経験が証明するように危険であり、有効な打開策にならない。移民に法外に期待を寄せることは、むしろ人口問題をいっそう複雑にさせるだけのことであることを強調しておきたいのである。私たちはロシア内の人口の自然減少に対し移民数を増大させて補充することを課題にするのではなくて、まず先に労働移民数の上限を規制することを論点にしたいのである。要するに、同胞移住は人口学的に見ても重要な意味を持つが、ロシア人自身が子供を持たずに同族社会内で生活しようとする限り、不幸な人口状況を急変させることはできないし、また国内で長く幸福な生活を送るためのもろもろの有利な条件を作り出すこともできないのである。

本日は以下のように、国外居住同胞のロシア連邦内随意移住を促進するための国家プログラムについての最近の準備作業を報告することができる。予め国のプログラムに記載されていなければならなかった13部門のうちの3部門は、既に公式に省庁間作業グループによって採択されている。この採択された部門とは、1. 国外同胞との活動を組織する部門。2. 彼らの移住過程を組織する部門。3. それに付随するロシア内外のプログラム情報を管理する部門。である。同時に労働部門はロシア連邦内の外国代表部並びにロシア連邦内の各構成主体とも十二分に積極的に相互連絡を取り合わねばならないのである。大多数の各ロシア地域では用意された本国家プランに積極的に参加することの希望と期待を表明してきているのである。こうした希望はまさに既に述べたようにロシア経済内に存在する経済的イデオロギー的な性格の客観的な要請によって説明されるのである。これに貢献するのが今回のそれに照応するプログラムであり、かつまた一連の特定の経済ゾーンのプログラムであったり、かつまた各地域の価値ある発展プログラムに関するものであるが、しかしその際の参加者を国家はロシア市民に加えて、1. そこに参加を希望し、2. かつ

採用可能ではあるが、3. 但し国外に在住している同胞をも参加させることに関心を寄せているのである。その場合、それへの参加者全員のなかに国家はロシア市民に加えて、それ以外の参加希望者も採用できるが、ロシア連邦領域外に在住の同胞を含めることにとりわけ関心を寄せているのである。今後はこうした同胞の自発的移住促進プログラムによって、例えば極東・シベリヤの人口減少問題も国内のみならず国外在住移民を利用して解決されることになる。

そのためにも、国外在住移民に対する規制機能がぜひとも必要になってくるのである。このように考えてみると、今後の国家プログラムにはそれを実現するためにふさわしいメカニズムの構築が先ず必要になってくるが、こうしたプログラムの現実に実施に際しては連邦移民局以外にもこのような課題の決定に多くの省庁の関与が必要であると同時に、おそらくロシア国内外の私たちの同胞の社会団体の参加もまた必要になってくる。

ロシア連邦大統領はこの海外同胞の国内移住プログラム草案作成準備を短期間で実施するよう指令し、2006年6月1日までにとしたため、同作業は緊張して集約実施されたためか、本プログラムの基本的部分が予め先に決定しているの既にある程度は達成しているとも言えるし、作業グループ・メンバーは楽観気分である。現時点では、外国在住同胞に対するロシア連邦内任意移住促進国家プログラムのイデオロギー的気運が形成されていると確言できる。しかしこのために個々の地域に特典と称して税制上の特惠条件の付与でロシア国内に同胞を誘致するようなことは正しくない。ここでの第1の了解事項は誰に対しても嗜好を持たず、罨をかけてはならない。移住は国家プログラムの名称通りに本人の絶対的自由意志に基づいて行われる問題である。第2の了解事項は国のプログラムについて優先権・特惠募集条件を全く具体的に設けないことにする。しかし個別具体的な実施問題については、移住者の移住地での仕事組織によって、すなわち具体的にどのロシア連邦内主体に移住するかによっては、本人に一定の国家保障を付与することにする。以上の国家プログラムの実施と関係する問題については目下検討中である。とりわけ私たちの同胞市民のロシア移住を組織し、彼らに定住地での生活を整備することを援助し、移住の可能性並びにそれに関する必要書類の作成、減税・外貨交換保障といった恒例の支払作業免除等を含め目下審議中である。しかし、繰り返し言うが、特惠が問題なのではなくて、国家の財政保障が重要なのである。ロシア連邦内任意移住促進国家計画に基づいて地方在住同胞移住者の労働を組織する作業は、今日の最重要課題であると私は考える。本国家計画が近く完成すれば、本問題解決の進路をより具体的かつ詳細に語るができるだろう。

(バシエ・プラボ紙。2006. 移民特集第2号。6頁。)

第2節 ウラジーミル・イオンツェフのレポート等。(文学新聞)

(1) 2006年7月5日—11日号。no.27 (6076) 第1面の冒頭見出し記事。

——我々は復帰しない——

大統領は、国外在住同胞のロシア国内への随意復帰促進措置に関する大統領令に署名した。同大統領令は同胞がロシア連邦内の12の地方と州を常住地とすることを期待するものである。

ウラジーミル・プーチンの同大統領令の指示するその先行地域リストには、以下の地域が含まれている。

- カリーニングラード州 (北西連邦管区)
- カルーガ州 (中央連邦管区)
- リベック州 (中央連邦管区)
- タンボフ州 (中央連邦管区)
- トヴェーリ州 (中央連邦管区)
- チュメニ州 (ウラル連邦管区)
- ノヴォシビリスク州 (シベリア連邦管区)
- イルクーツク州 (シベリア連邦管区)
- アムール州 (極東連邦管区)
- クラスノヤルスク地方 (シベリア連邦管区)
- 沿海地方 (極東連邦管区)
- ハバロフスク地方 (極東連邦管区)

2006年乃至2012年度の同プログラムでは、近隣のロシア語圏内の数100万人の住民の参加が期待されている。本国家的プログラムへの参加者スタッフは、移住資金の支援を受け、各連邦主体に申請すれば、ロシア国内での就職斡旋を受けることができ、旅行準備費用、家族への補償・社会保障も受けられるのである。大統領は同大統領令を実施担当する政府機関に対して「政府はどうか慎重かつ緊急にこれに対処してほしい」と述べた。

(2) 同上紙第2面掲載のウラジーミル・イオンツェフ氏のレポ。－事件と意見欄より－

—————エカチェリーナ女帝は正しかった。—————

モスクワ大学社会学部人口学講座主任・経済学博士。

本大統領令は若干遅延しているが、本当に同胞のことを語るのなら、近親の同胞として獲得に努めるしかない。彼らの助けを借りて人口問題の解決を試みようとしても、不成功に終わることは判り切っていると私は思う。先ず我々にとって初老年齢者はどうだろうか。彼らはわが国の人口問題の解決に役立つだろうか？そして一般的にみて、旧ソ同盟共和国諸国からロシア語に堪能な人々の出国を奨励するのに必要なものは何なのか？我々はそれについてこの分野の地政学的な関心に弱いのであるが、少しばかり考えてみよう。要するに、あらゆるロシア人がこのことで苦慮しているのであります。例えば、中央アジアを見てみよう。誰がそこに立ってロシアの利益を守ろうとし、実現する者がいるだろうか？10年前ならロシア語を話す人たちのために、入国およびロシア市民権取得制度を実際に簡素化しなければならなかったろうし、当時同盟共和国の領土上の整備に出かけるものはロシア人以外に誰もいなかったのである。しかも既に時を逸してしまっているのである。

比較的最近まで私はキルギスに滞在していて、以下のような結論に達したのである。平たく言って、そこでも人々は再生年齢者・労働能力保持層共に特別に労働意欲に燃えているわけではないということである。海外同胞とわが国の関係は何よりも先ず、世界のこうした国々と同様に経済的な利益に立つものでなければならない。中国は自国の離散種族の資本を犠牲にして近隣地域を発展させていることを今日我々はよく熟知している。我々の最高権力者が同胞問題の解決に際して、何を企画しようと欲しているのか、そして他方我々の国家指導者たちに質問したいのであるが、「同胞」という言葉の内容をどのように理解しているのか？

この点について未だに正確な解釈が聞けないのである。例えば、アメリカ生まれで、アメリカで生活する第三世代、しかもロシア語を流暢に話せる人物の場合、同胞と言えるのか。

1999年に既にロシアで同胞法が採択されていたが、同法文内にはこのような事柄について、「近隣に居住し、ロシア語のできる人は同胞とみなさない」といったような否定的

な明確な規定はないが、こうすれば自動的に乃至直ちにロシア人の市民権を取得できるとかできないとかではなくて、理念上それを取得しなければならないと規定しているだけなのである。ドイツの場合は、自らがドイツ人であることを到るところで称して、最近まで彼らが入国するためのプログラム作りに努めてきた。ある者は極東ロシア（わが国の近隣諸国と同様に）に居住し、ある者はソ連邦やポーランドやその他の諸国から出国してそこに居住するようになったのであるが、何故かこの国外流刑地での貴重な良い体験の時々をすっかり無視しまっているのである。そろそろこの自らの独特の誤った歴史を振り返っても差し支えあるまい。

誤ってエカテリーナ2世女帝統治時代に同女帝はウカーズ（勅令）を出して、世界最初の移民局なるものを創設したのである。同勅令にはロシアに永住地を求めて到来する者に対して援助基準なるものを明記したのである。そこには納税は義務化しないが、そのための土地利用には免税特典を与えたのである。何故なのか？ 先ず第1に、当時から既に不足していた人員を荒地に配置する人口上の課題が勅令の名において既に出ていたのである。ああ今なお日常的な人口不足と関連したロシアの普段の特異な悪化状況をどうすればよいものだろうか。(06. 11. 08. 了)

第3節 06. 10. 24のロモダノフスキー連邦移民局長とロシア新聞との紙上対談。

——多くの親類——

リデア・グラホーフ、タチアーナ・スモリャーコワ女史のレポ

(はじめに) 最近ロシアにやってくる移民に対して何を期待するのか。

益々重大な局面にあるロシア移民政策の動向のなかで、来年2007年1月15日付で新移民登録手続法および改正外国人市民の法的地位法が発効する。更に、新年度には国外在住同胞移住促進国家プログラムも同じく実施し始める。ロシア新聞は、紙上「ビジネスランチ」欄を借りて連邦移民局局長コンスタンチン・ロモダノフスキー氏との以下のような紙上対談をおこなった。

(問) 1. 国外在住同胞移住促進国家プログラムが既に広範な反響を得ておりまして、それについての本誌の読者からのいろいろな質問が寄せられていることでも証明されます。来年最初の移住者を受け入れ始める12の試験地域が既に決定しております。コンスタンチン・オレゴービッチさん、あなたは何名の移住者を算定されておられますか。また国家はこのプログラムをどのように運用されるのでしょうか。

2007年度は50,000名、続いて次年度は続いて100,000ないし150,000人を予定しております

す。そのために2007年度の連邦予算案では、約450億ルーブルと更に各地域からの資金を50,000人分の支出を考えております。今求めなければならない重要なことは、数よりも質が問題です。細目にいたるまで仕上げねばなりません。この手始めに、私たちの代表者が既に国外に出張して関係者と会っております。あらゆる文章の作成方法、任意渡航者資格の取得方法、面接相手、就労場所等は既に事前に計画・計算しておかなければなりません。私たちは当連邦移民局内で最近本国家プログラム会議を開き、実験地域を管理する長として極めて厳しく以下のことを述べました。15名の同胞が逆戻り帰国するようでしたら、むしろ即座に辞表を書きます、と。こんなことがあってはならないのです。我々が人を招待した場合、その当人が自発的に郷里なんかには帰りたくないと実感してもらえるような措置をとらなければならないのです。

(問) 2. 現在最も熱心に移住者受け入れ準備をしている地域は何処ですか。

クラスノヤルスク、カルーガ、カーニングラード、チュメニ、リバツク地域をあげることができます。

(問) 3. ここ3年間およびそれ以降の展望をあなたはどう見ておられますか。ある専門家たちのなかには、潜在移住者は300万乃至400万、そのうちのある者は600万人という人も出てきておりますが。

潜在移住者は極めて多くなる可能性があります、それらは全て各地域の需要とか、彼らをどれだけそして何処に受け入れ可能かということで決定される問題です。

(問) 4. ロシア新聞紙上で発表した本計画は、ロシア並びに独立国家共同体以外でも既に良く知られております。ベルリン在住の法律家オレグ・ウハロフ氏の質問は、公表された本プログラム法の準備期間は何時までなのでしょうかと。

ご承知のように、今年10月24-25日にサンクト・ペテルブルグで第2回全世界同胞会議を開催し、そこで私たちは外務省と共同で本国家計画プログラムを公表して、問題となる多くの点を審議することにしております。この席上パンフレットとCDROMデスクを入れた情報小包を配布する予定であります。こうした情報は連邦移民局のインターネット・サイトにも入れてあります。

(問) 5. ロシア連邦移民局の代表部は、現在本国家プログラムの枠内の諸国にしかありません。これについてお話をください。ついでながら、ドイツ国内に同代表部を開設する予定はありますか。

本国家プログラムを承認した同大統領令にはドイツを含む一連の代表部の開設を予定し

ております。現在連邦移民局代表部は、次の5ヶ国にありますアルメニア、ラトヴィア、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン。現在これら5ヶ国との間に任意移住促進に関する国際条約があります。私たちの代表部は市民にたいして如何にして、また何処へ移住できるか、そのための書類作成について説明しております。今移住しようとする移住者に対しては、同国家プログラム上の特惠を予定しておりません。

(問) 6. 連邦移民局代表部は何処にあり、移住者支援機関となるのは誰ですか。

ロシア連邦領事館とロシア外国人センターです。

(問) 7. 若干の読者が質問したい問題として既にそこに移住している人とか、家屋も市民権も持たない人(無国籍者)も任意移住プログラムに参加できるのでしょうか。また本プログラムに従って就労地域に移転の準備をしている家族の場合はどうなるのでしょうか。

本国家プログラムはある目的を持っております。それは具体的な資格を持つ市民を対象にしております。すなわち、国外で生活をする人たちを対象にしています。あなたがお話になっている事柄は、率直に言って我々の頭痛の種になっている問題なのでもあります。認めましょう。認めねばならないのであります。なぜならそれはその他の問題とも絡みつき、こうした状態は私たちには基本的問題の解決のアンカーになるからであります。

(問) 8. これはアシハバードに住むアントナ・デローバさんからの質問です。移住プログラムでは、人は例えばロシア国籍といったひとつの国籍しかもてないということを暗示しているのでしょうか。しかし、ロシアとトルクメニスタンとは条約上これらの国の人は二重国籍を持てることになっております。それと矛盾しませんでしょうか。

先ず第一に、トルクメニスタン側は、この条約を有効と認めようとしません。第2に、しばらく考えましょう。国籍とは一体何なんでしょうか、ということ。

(問) 9. 国家と人間との関係ではないでしょうか。

実際に両者は近親関係にあるのです。こうした場合の人間は2人の父親と2人の母親を持つこととなります。(と受けとめられます。)私たちが本人をロシア連邦市民と認定しただけで、当該本人は法典に規定するあらゆる権利・義務を享受することとなります。当人が二重国籍の場合は、私たちはもうひとつの他の国の権利・義務も享受できることも考えねばならないのです。こうした二重国籍の場合は、例えば一体どの国で兵役に就かねばならないのか、こうした人が犯罪を犯した場合に、刑事責任を含むあらゆる責任をどの国で負わねばならないのでしょうか。

(問) 10. 新移民手続法は、外国人市民に関する電子ベースの資料の創設を予定しており

ますが、こうしたベースは現在どういった状況にあり、またコンピュータはどこにでもあるのでしょうか。

コンピュータ設備は今のところロシア連邦各主体の70%に設置されておりますが、それ以上はまだできておりません。全国の40%とはつながっており、昼夜をとおして作動しております。今朝こうした問題について定例会議を開きました。これは移民管理を保障するための第一の課題であり、文明的な管理方式として強調しておかねばなりません。

(問) 11. 来年度は成功しますか。

成功させねばなりません。

(問) 12. こうしたことがシステム上どのように運用されるのか、また貴方がどのように今後情報を収集するのか、平易に説明ください。

それでは説明しましょう。わが国に住所案内ビューロー-Адресное бюро制度があるのをご承知でしょうか。民警は差し押さえた当人を確認するために3時間拘留できる制度がわが国にあります。この制度はロシア市民宛の制度でして、外国人宛にはありません。内務省職員の判断で、ロシア国内に合法的な滞在を認定した文書を本人が所持しない場合には、実際に本人個人の同一性を証明することができないので、これはいわばヒューマンステイクな見解になるかもしれません。私はわが移民当局を懲罰機関としてではなくて、適切な移民状況を創造するためのシステムとしてみております。何よりも先にロシア市民の利益を第一にすることであります。次に第2の考えは、外国人市民がわが国に越境の際の資料が当該システムに記録され、更に滞在・居住場所も自動的にこのシステム内に記録され、更に発病した際の重要ではないにしても、国立・私立いずれの総合病院に入院したか等、このシステムを利用して医学とも結合させることができ、その結果我々のところに情報が収集されるのであります。更に人には納税の義務があり、違反通知で警察に出向くとか、例えば通知を受け取って、我々は初めて税務署を含めた問題に気付くのであります。そして今や数千万もの不法移民がこうして全く不可思議な大衆となっているのであります。

さしあたり、プログラムに掲げた保障問題がありますが、最初のプログラムも策定できておりません。目下それをモデル化し、移民第2号といったプログラムを考案しております。これは想像上のマシンでAと名付けた市民が一昨日アエロフロートで空港経由で入国後、未登録のまま、登録期日に違反しておりませんが、当該青年は取り急ぎ登録手続をする、そうしないと処罰されるからです、といった事例のモデル化作業に着手しております。

(問) 13. モスクワのアレキサンドロフ読者からの質問「来客を登録するのは、受け入れ

側の義務である。万一受け入れ側のこうした義務不履行を感知した外国人市民自身が法に違反しないよう、雇主に代って遵法上登録しなければならないのか。外国人市民自身にそうした登録行為ができるのでしょうか。」

受け入れ側にこうした義務を遂行できないのなら、当該外国人市民が自らそれを行うことが可能ですが、その責任は全て受け入れ側にあります。

(問) 14. 共同共用アパート居住者と思われる読者から、受け入れ側ロシア人のアパートが分割所有になっていた場合には、同アパートに住む全所有者の登録許可申請が必要になるのでしょうか。

現在、すなわち来年1月15日前までは必要なのですがそれ以降は、すなわち新移民手続法の発効後はその必要はなく住宅運営事務所に行って申請署名すればよいのです。

(問) 15. 同じように、ペトロザボドフスクから以下のような質問が出ております。新法では外国人の移民登録は、移民局に出かけなくとも郵送通知だけでよいとか、これは絶対便利ですがコンスタンチン・オレゴービチさん、貴方は来年1月16日以降、各郵便局支部で外国人市民がこの権利を行使すると保障できますでしょうか。

第1に法律がこれを保障します。第2に、現在こうした全機構を規制する政府決定が用意されております。こうした場合の危険といったようなものは、何もないと思っています。作業は進行しております。私たちは郵便局とも話し合いをつけております。そのメカニズムは正常であり、自由すぎるほどです。

(問) 16. 貴方は新移民登録手続法発効以降、労働移民数はどのように変化すると考えますか。

疑いもなく、合法移民が増加すると思います。全ては労働市場の需要によって決まると思います。私どもの課題は経済と移民秩序との共存といったことにあります。

(問) 17. 今回の国家プログラムとはなんら関係することなくロシアへ移住就労希望者数と何の援助を期待することもなしに、ただロシアに移り住みたいといった人たちの数値をお知らせください。

こうした数値は就労形態と経済領域によって、その増大数値は異なると思いますが、産業部門別次第でダイナミックな格差があります。商業市場部門が最も多くて3.5倍、工業・農業部門では2.2乃至2.3倍増であります。

(問) 18. この数値は対外移民数値だけなのでしょうか。

それだけではありません。こうした外国人市民の中には自らの活動領域を変えて移住を

希望しているロシア人市民も含まれています。(以下未完)

第3章 外国人市民・無国籍市民のロシア連邦内労働活動誘致手続違反責任加重のための連邦行政的違法行為法典改正に関する2006年11月5日付第189号連邦法について。

第1節 不法移民活用ビジネスの罰則加重に関連した若干の記事。

(1) 罰則加重になった不法移民雇用者責任に関する2006年11月9日付「ロシア新聞」紙上のタチヤナ・エフレメンコ女史のレポ記事

——本日から厳格になった不法移民雇用主責任——

本日から不法移民雇用者責任を厳格にし、今後不法移民を就労利用した雇用主に対して各1名につき25万乃至80万ルーブルの罰金を科し、更に不法移民に就労場所を提供した工場の操業についても3ヶ月間の営業停止処分にするようになった。本改正行政的違法行為法典については、本日すなわち、2006年11月9日付「ロシア新聞」に全文掲載している。<http://www.rg.ru/2006/11/09/migranty-doc.html>本日一般公開された同法律には、移民法違反に関するもろもろの多くの罰則が加重され、例えば本日以降不法移民に家屋の賃貸等についても45,000乃至800,000ルーブルの罰金、またロシアへの不法入国とか不法滞在の規則違反については、2,000乃至5,000ルーブルの罰金が科せられることになったが、後者の罰金額はそれほど高価でないにしろ絶対多数の不法移民の貧困を考慮する必要がある。同時に不法移民に対しては違法時効期間も延長されて、不法移民労働を利用した工場乃至不法滞在移民に関する行政事件関連の違法行為でこれまで2ヶ月以内とされていた営業活動停止処分期間等が、新法では1年以内に改正されたのである。また旧法典では規定のなかった無国籍市民についてもその対象となり、かくして一人の不法移民たりともロシア法の規制対象枠外におかないように改めたのである。不法外国人労働者に提供される仕事場の多くは、建設、商業、運輸、公共食堂等であり、云うまでもなくこうした職場での彼らの不法雇用に対しては、厳しい制裁が科せられるので、そのような規制の効果があって、こうした職場での不法移民数が減少すれば、ロシア人も彼等ともお互いに上首尾に共存できるのであるが、今回の改正行政的違法行為法典が外国人労働力活用の面で実際にそのような秩序をもたらすかについては、時と共に次第に判明してくるのではないか。近日には、不法移民組織に対しても刑事責任が厳しく問われることになる。この件に関しては、

本紙上の「明日の事件」の項で連邦移民局局長コンスランチン・ロモダノフスキー氏が直接に報告することになっている。(06. 11. 30了)

(2) 同上に関連した2006年11月21日付「ロシア新聞」紙上のアデイリヤ・ザリポワ女史のレポ記事。

昨夕、連邦移民局副支配人ビャチェスラフ・ポスタフニン氏は、ジャーナリストにたいして当局の今後の不法移民対策措置を以下のように説明した。ロシア人は移民の流入に恐れはならない。わが国では住民の30%が既に外国人なのに、我々はこれまでそれに干渉してこなかった。現在危険なのは毎年増え続ける不法移民数値である。ポスターニン氏によれば、今年1月以来移民局は既に975,000人に対して労働許可書を交付したという。現在わが国には、控えめに見積もっていても10,000,000乃至12,000,000人の外国人が就労している。この数値は労働市場が今日必要としている移民数値を暗示しているとは認めがたいと連邦移民局は考えている。安価な活力のある労働力は安価な商品であると思うが、雇用主にとっては不法移民を雇用すると便利でかつ経済的であるにしても、生産を完成する作業には使用できないと考えている。そのために逆に多くのロシア人が仕事を失うし、不法労働を使用していると、わが国内には低品質の商品が生産されることにもなり問題である。こうした事態を避けるために私たちは各1不法移民ごとに70万ルーブルの罰金を不法雇用主から徴収することになった。

政府は2007年度のカスト・アルバイター導入枠を決定するでありましょう。その場合、各地域の指導者たちは同地域内の外国人労働者採用予定数値を調査し、連邦移民局に申し込まねばなりません。しかし、この制度の持つ欠点を依然として一掃できていないとビャチェスラフ・ポスタフニン氏は言う。同氏は「それでも、極東連邦管区でもシベリア連邦管区でも依然として働き手の多くが不足しているではないか、中国人移民だけでは十二分な補充はできない、果たして、そこにどの位のロシア人数が留まるのだろうか？」というのである。

連邦移民局副局長はジャーナリストの質問に答えて、「地下鉄構内でよく見かける迅速かつ円満な登録を移民に保障する、といった広告公示は、なんら事実と関係しない」と述べている。そして、バチェスラフ・アレキサンドロヴィチ氏もまた本年11月15日政府開催の会議の席上で彼が述べた「ロシア市場からの外国人商人一掃問題」に関する発言を撤回しようとはしなかったのであるが、同氏の「専門家の計算により、移民との競争で消失しないように80万人のロシア人が市場取引に従事できるよう用意をしている」との発言にも感動致しかねるのである。(06. 12. 01. 了)

2007年度ロシア連邦各行政管内に一時居住許可される外国人市民・無国籍者割当配分数値リスト

番号	各行政管区名	一時居住 許可数値	番号	各行政管区名	一時居住 許可数値
	ロシア連邦全総数値	52723注	50	ニジェゴロド州	1000
	中央連邦管区	14712	51	オレンブルグ州	500
1	ベルゴロド州	550	52	ペンザ州	200
2	ブリヤンスク州	2000	53	ペルミ州	400
3	ウラジーミル州	200	54	サマーラ州	2000
4	ボロネジ州	3000	55	サラトフ州	300
5	イワノフ州	50	56	ウリヤノフスク州	250
6	カルーガ州	1250	57	コミ・ペルミヤツ自治州	0
7	コストロム州	150		ウラル連邦管区	7093
8	クルスク州	200	58	クルガン州	150
9	リベック州	1800	59	スヴェルドロフスク州	1500
10	モスクワ州	1562	60	チュメニ州	1000
11	オリョール州	1000	61	チェリヤビンスク州	3500
12	リャザン州	150	62	ハンテイ・マンシ自治州	93
13	スモレンスク州	500	63	ヤマロ・ネネツ自治州	850
14	タンボフ州	200		シベリア連邦管区	6730
15	トヴェーリ州	250	64	アルタイ共和国	30
16	トウーラ州	800	65	ブリヤート共和国	100
17	ヤロスラブリ州	550	66	トーヴァ共和国	50
18	モスクワ市	500	67	ハカシア共和国	150
	北西連邦管区	5960	68	アルタイ地方	1500
19	カレリア共和国	80	69	クラスノヤルスク地方	200
20	コミ共和国	750	70	イルクーツク州	1790
21	アルハンゲリ州	200	71	ケメロヴォ州	200
22	ボログダ州	200	72	ノヴォシビルスク州	400
23	カリーニングラード州	1000	73	オムスク州	1000
24	レニングラード州	1500	74	トムスク州	1000
25	ムルマンスク州	30	75	チタ州	100
26	ノブゴロド州	500	76	アガ・ブリヤート自治州	100
27	プスコフ州	150	77	タイミル(ドルカン・ネネ)	10
28	サンクト・ペテルブルグ市	1500	78	ウスチオルダ・ブリヤート	100
29	ネネツ自治州	50	79	エヴェンキ自治州	0
	南方連邦管区	4120		極東連邦管区	2308
30	アダイケ共和国	50	80	サハ(ヤクート)共和国	400
31	ダゲスタン共和国	300	81	沿海地方	50
32	インゲーシ共和国	100	82	ハバロフスク地方	100
33	カバルデノバルカル共和国	250	83	アムール州	150
34	カルムイク共和国	200	84	カムチャカ州	8
35	カラチャイ・チェリケス共和国	150	85	マガダン州	50
36	北オセチア・アラニア共和国	250	86	サハリン州	500
37	チェチェン共和国	0	87	ユダヤ自治州	600
38	クラスノダール地方	2000	88	コリヤーク自治州	450
39	スターロポリ地方	100	89	チュクチ自治州	0
40	アストラハン州	20	90	注) http://www.rg.ru/2006/11/16/kvotal-doc.html	
41	ボルゴグラード州	500		参照。本表の一時居住許可される52,723名の外国人	
42	ロストフ州	200		総数値には、グルジア・トルクメニスタンを除く	
	沿ヴォルガ連邦管区	11800		ノービザ制度下の独立国家共同体諸国の市民数は含	
43	バシコルトスタン共和国	3000		まれていない。一時居住期間は3年間、その後は居	
44	マリ・エル共和国	400		住ビザ交付申請乃至ロシア市民権取得申請ができ	
45	モルドヴィア共和国	1300		る。要するに、一時居住資格とはロシア国内で今後	
46	タタールスタン共和国	1900		も活動を希望する者にとっては第1歩となる資格で	
47	ウドモルト共和国	400		ある。連邦移民局によると、当該招致外国人数値と	
48	チュバーシ共和国	50		実際に一時居住した外国人数値とは一致しないとい	
49	キーロフ州	100		う。云うまでもなく、今回のプーチン大統領の新移	
				住促進法下の数値は含まれていない。 http://www.rg.ru/2006/12/06/migranty-kvota.html	